

令和 8 年 6 月 3 0 日

生徒及び保護者の皆様

東京都立世田谷泉高等学校長

林 達也

(公 印 省 略)

## 令和 8 年度定時制課程補助金の申請について

東京都では、働きながら学ぶ生徒の修学奨励及び経済的負担の軽減を図るため、以下のとおり経費の一部を補助する制度があります。

	種類	補助の対象	補助金額	備考等
①	教科用図書補助金(教科書)	<b>指定教科書</b>	教科書購入費実費 相当額	参考書は 対象外
②	修学旅行補助金(3年次)	<b>修学旅行</b> に要した経費	上限 5,000 円	
③	修学指導事業参加費補助金 (1年次の校外学習等)	交通費・入場料等	上限 5,000 円	食費は 対象外

つきましては、下記のとおり申請を受け付けますので、交付を希望する方は経営企画室窓口で申請書類を受け取り、御記入の上、経営企画室窓口へ御提出ください。

なお、申請書類は本校ホームページからもダウンロードできます。

## 記

## 1 補助対象者

## ① 教科用図書補助金

・次の(1)～(7)のいずれかに該当する方

(1) 正規雇用又は自営業の職(以下「定職」という)に就いている方

(2) パート、アルバイト等に就いている方(定職の定義に当てはまらない就労形態の職)

※**令和 8 年 4 月 1 日**から通算して **90 日以上勤務**した時点で対象となります。

年度途中で勤務先を変えた場合でも、合計 90 日以上であれば補助の対象となります。

(3) 疾病等により職に就くことができない方

(4) 心身に障害がある方

(5) り災により経済的に修学が困難である方

(6) 職に就く意思はあるが、職がなく求職活動を行った方

(7) その他、やむを得ない理由(家族の看病等)がある方

## ② 修学旅行補助金 ③ 修学指導事業参加費補助金

・「上記(1)～(7)のいずれか」**に加え**、「生活保護受給世帯又は生活保護受給世帯と同程度及び準ずる世帯」の方

裏面につづく

## 2 必要書類

	書類の名前	備考	
I	各種補助金申請書 (第1号様式)	全員提出	
II	各種補助金証明書 (第2号様式)	1-(1)~(2)に該当 する方のみ	勤務先で証明を受けてください。 2か所以上でアルバイト等をし、1か 所だけでは90日を超えない場合には 勤務先ごとに証明書が必要です。※1
		1-(3)~(7)に該当	記入のみ。
III	支払金口座振替依 頼書	全員提出。補助金の振込先を指定してください。ネット銀 行は一部を除き不可。各補助金申請につき1枚ずつ必要。	
IV	その他の必要書類	1-(3)に該当	診断書、障害者手帳の写し等
		1-(4)に該当	診断書、障害者手帳の写し等
		1-(5)に該当	り災証明書の写し等
		1-(6)に該当	失業保険の写し、ハローワークカード (3枚以上)、ハローワークカード (2枚又は1枚)と勤務日数の証明書 (30日以上又は60日以上)等 ※2
		1-(7)に該当	家族の診断書の写し等
V	教科用図書申請内 訳表(第4号様 式)・購入時の領 収書	① 教科用図書補助金を申請する方のみ。紛失した場合は担 任に連絡の上、購入時の一覧表をもらい提出ください。	
VI	生活保護受給証明 書(写)等	② 修学旅行補助金・③修学指導事業参加費補助金の申請時 には収入の証明等が必要です。※2	

※1：就業期間が重複している場合は、「何月何日に勤務したかわかる書類」(会社発行のシフト表等)を添付ください。同じ日に2か所で働いていても「1日」と数えます。

※2：状況によって用意する書類が変わりますので、経営企画室まで御相談ください。

## 3 提出期限

**令和9年1月29日(金)**

※ 締切日以降に条件を満たす見込の場合(勤務日数が90日以上になる見込等)には、**事前に経営企画室へ相談し**、書類を準備・提出してください。事前に御相談がない場合は、**締切以降の申請を受け付けることができません**ので御了承ください。

※ 条件を満たし次第お早めに申請していただくことで、支給時期も早期になります。

※ 詳細や御不明な点につきましては、経営企画室まで御連絡ください。

【問合せ先】東京都立世田谷泉高等学校  
経営企画室 石田 電話：03-3300-6131